

史跡盛岡城跡保存活用計画（案）【概要版】

はじめに

1 史跡盛岡城跡保存活用計画について

本計画は、史跡盛岡城跡を次世代に継承し、活用を図るため、平成 23 年度に策定した「史跡盛岡城跡保存管理計画」と平成 24 年度に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」策定以降の経過等を踏まえ、改めて、史跡としての本質的価値及び構成要素とともに、史跡周辺の環境を構成する要素を明らかにし、それに相応しい保存活用の基本方針のもと、保存管理・活用・整備・運営体制に関する基本的な方向性を定めるものです。

策定に当たっては、有識者等からなる「史跡盛岡城跡保存活用計画検討委員会」を令和 4 年 10 月に組織し、計画案の検討を行いました。

計画期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

2 計画の構成

I 計画の目的と背景	VII 保存管理
II 盛岡城跡の概要	VIII 活用の方向性と方法
III 史跡指定	IX 整備の方向性と方法
IV 史跡の価値と構成要素	X 運営・体制整備
V 現状と課題	XI 施策の実実施計画の策定・実施
VI 計画の大綱と基本方針	XII 経過観察

3 史跡指定等の経過

種 別：史跡
名 称：盛岡城跡
所 在 地：岩手県盛岡市内丸 57 番 1 ほか
指定年月日：昭和 12 年（1937）4 月 17 日
指 定 面 積：87,051.07 m²

年 号	内 容
明治元年（1868）	9 月 25 日、戊辰戦争で盛岡藩降伏
明治 7 年（1874）	3 月、城内建物を入札により払い下げ、建物の解体撤去
明治 39 年（1906）	岩手県の事業として公園整備、岩手公園として 9 月 15 日開園
昭和 9 年（1934）	12 月、岩手公園の管理を盛岡市に移管
昭和 10 年（1935）	10 月、盛岡市長から文部省宛てに史跡指定の申請
昭和 12 年（1937）	4 月 17 日、文部省告示 212 号により国史跡に指定
平成 24 年（2012）	3 月、史跡盛岡城跡保存管理計画策定
平成 25 年（2013）	3 月、史跡盛岡城跡整備基本計画策定
平成 29 年（2017）	3 月、史跡盛岡城跡植栽管理基本計画策定

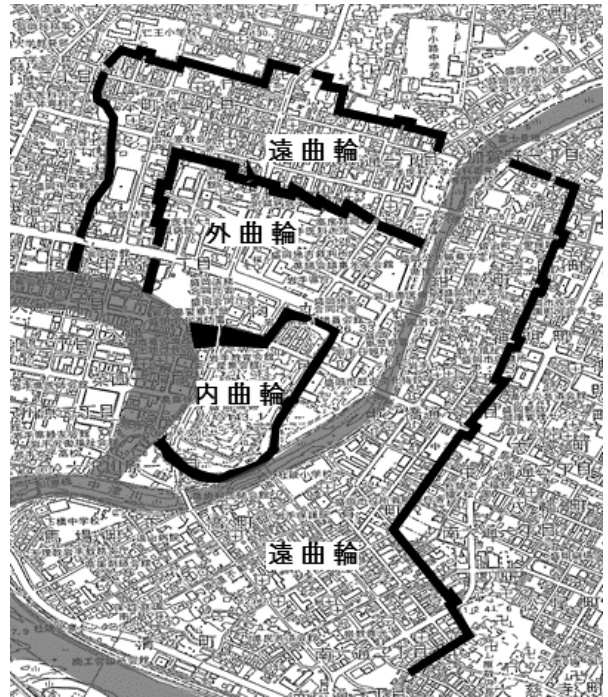
史跡盛岡城跡の概要

1 史跡盛岡城跡について（Ⅱ章 P9～22）

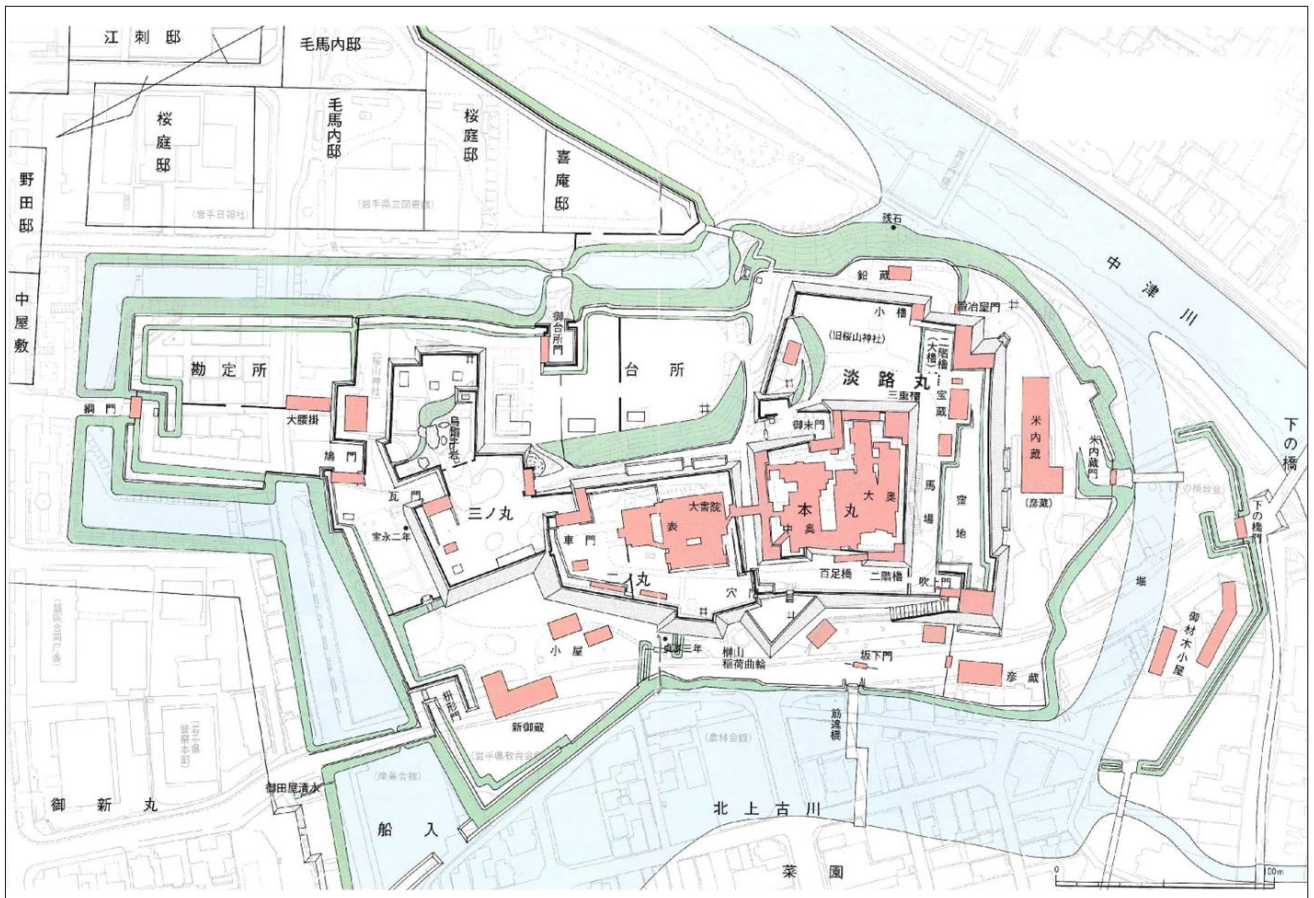
史跡盛岡城跡は、北上川と雫石川、中津川とが合流する付近の小丘陵に築かれた平山城で、明治維新まで盛岡藩南部氏の居城として機能しました。

盛岡城の構成は、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・下曲輪などから構成される内曲輪（御城内）を中心とし、内曲輪の北側を囲むように水堀を巡らせ、南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を設けています。

さらに外側には一条の堀と土塁を巡らせ、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪を配置、内曲輪を要とする梯郭式の縄張りとなっています。



盛岡城の縄張り（想定図）



城内（内曲輪）の建物配置復元図（江戸時代後期）

※盛岡市・盛岡市教育委員会「盛岡城」（1998）を編集

2 史跡盛岡城跡の本質的価値（IV章 P84）

(1) 南部氏の居城であり続けた城郭

盛岡城は、周囲に平野部が広がり、諸街道が交わるなど、^{くにもちだいみょう}国持大名の居城として相応しい土地に築城され、築城から明治維新まで南部氏の居城として機能し続けました。

(2) 北東北地方に珍しい縄張りの城郭

盛岡城内曲輪の構造は豊臣期の大坂城と類似しており、本丸から、二ノ丸・三ノ丸と段下がりにつながる連郭式の縄張りは、北東北地方では珍しいものです。

(3) 修築時期を追うことができる城郭

盛岡城の普請に関する記録類が残されており、石垣普請や建物建築等の歴史を知ることができるほか、積み方の異なる石垣から構築時期を追うことができます。

(4) 石切丁場でもあった城内の景観

石垣の石材を確保する場所でもあった城内には、大形の花崗岩が「^{えぼしいわ}烏帽子岩」として残されているほか、加工途中の石材や、石垣普請に携わった奉行名が刻まれた石垣などは、全国的に貴重な事例となっています。

史跡盛岡城跡の目指す姿（大綱）と基本方針

1 大綱（VI章 P131）

- 1 盛岡城跡の価値を調査研究により深化させ、確実に保存し次世代へつないでいく。
- 2 風格と賑わいのある盛岡城跡を、歴史的な象徴性を高める拠点として活用する。
- 3 市民や観光客を惹きつける魅力的な歴史空間として、着実に整備を推進する。
- 4 地域総がかりで、盛岡城跡への理解と誇り・愛着を育む活動を持続的に展開する。

2 基本方針（VI章 P131～132）

(1) 保存・管理

ア 盛岡城跡の本質的価値を構成する石垣や堀、土塁のほか、地下の遺構を適切に保存し、次世代に継承します。

イ 史跡として整備活用を図る範囲と、公園として機能を維持する範囲、また、それらを含めた整備を行う範囲を明確にし、史跡の保存に関する方針を定め、厳密な運用を図ります。

ウ 史跡盛岡城跡の歴史的価値を深めるための調査研究に取り組みます。

エ 史跡盛岡城跡の周辺、城下町に関連した歴史の調査研究や保存に取り組みます。

オ 櫻山神社参道地区商店街の将来像について、地域との情報共有に努めます。

(2) 活用

ア 史跡盛岡城跡や、城下町などの歴史をわかりやすく伝える取組を進めます。

イ 盛岡を代表する公園、観光資源としての魅力向上に取り組みます。

ウ 多様な交流の場、盛岡城や城下町の歴史を学ぶ場として活用しつつ、各種事業の推進に向けた機運を高めてまいります。

(3) 整備

- ア 盛岡城跡の本質的価値を構成する堀、石垣等の保存と修復に取り組みます。
- イ お城らしい地形や歴史的建造物の復元整備を進めます。
- ウ 歴史的建造物の復元等については、調査・研究成果に基づき、実施可能な内容から計画的に進めるものとします。
- エ 歴史ある公園の要素を保全しながら、利用しやすい公園として整備します。
- オ 眺望景観の保全や、堀跡の水質向上のために必要な措置を行います。
- カ 盛岡城跡の歴史的価値を損なわない範囲で、来訪者への情報提供や管理の拠点の充実や、解説機能の強化、トイレ等の便益施設等の整備を推進します。

(4) 保存・活用・整備の推進及びその体制

- ア 保存整備と維持管理、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整備します。
- イ 事業の実施状況等について、関係機関と情報共有を図りながら、課題の解決に努めてまいります。
- ウ 各種団体と連携した情報の発信を図るとともに、史跡の保存と活用、維持管理等を協働で実施できる体制の構築と人材育成に努めてまいります。
- エ 社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画や事業内容を見直すものとします。

史跡盛岡城跡の保存と管理

1 史跡指定地全体（Ⅶ章 P133）

盛岡城跡は近世城郭としての歴史性を基本に、近代以降も盛岡の都市的変遷に伴い様々な要素を加え、盛岡市の歴史文化の象徴的存在となってきました。盛岡城跡の保存管理については、これを盛岡城跡の特徴と捉え、各種調査の推進とその成果に基づきつつ、本質的価値である近世城郭盛岡城跡の遺構の保存を優先しながら、近代以降に加えられた要素との調整を図ることを基本的な方向性としします。

2 盛岡城跡の地区区分と保存管理基準（Ⅶ章 P144～146）

(1) 第1種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない内容以外の現状変更は認めないものとします。

ただし、既存の公園施設等の修繕や樹木の伐採については、協議の上現状変更の可否を判断します。

(2) 第2種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めないものとします。

なお、公園の維持管理に必要な施設の新設や改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提に、現状変更を許可するものとします。

(3) 第3種地区

史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲での公園管理施設の新設・改修以外は認めません。

なお、神社や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮すること

を前提に現状変更を許可するものとします。

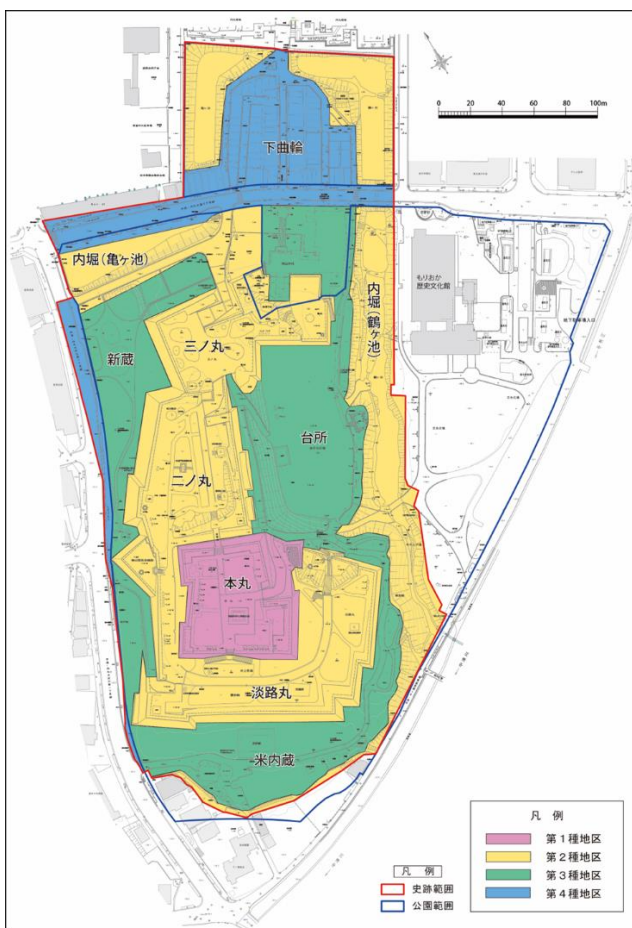
(4) 第4種地区

史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとします。

また、既存の店舗・住宅等における内外装の改修、工作物及び公園施設、地下埋設物の修繕等について現状変更を許可します。

店舗等の改築については、将来的に許可基準を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとします。

道路については、現状維持を図るための修繕等について許可するものとします。



史跡盛岡城跡保存管理区分図

3 追加指定の考え方 (Ⅶ章 P146)

史跡指定地については、盛岡城中心部の大部分が範囲となっていますが、部分的に史跡指定範囲外となっている西側の内堀に当たる旧北上川河道までの範囲、史跡南側の内堀までの範囲について、追加指定に必要な資料調査等を行うものとします。

その他、盛岡城（^{そうがまえ}総構：遠曲輪の内側）の範囲内やその周辺において、発掘調査や史・資料調査の結果により、史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する要素であることが確認された場合は、その保存を前提に、追加指定等を視野に入れた検討・協議を行うものとします。

4 土地公有化の考え方 (Ⅶ章 P146)

史跡指定地の大半は、昭和9年（1934）12月1日付けで岩手県から岩手公園の管理について移管を受けた盛岡市が南部家から用地を買収しており、大半が市有地となっていますが、下曲輪の一部（櫻山神社参道地区）に私有地が存在しています。

これらの地区については、営業者・居住者・地権者との協議を踏まえ、史跡を適切に保存・整備・活用を行うための公有化について、今後のまちづくりの方向性を踏まえて検討するものとします。

なお、追加指定を図る地域については、史跡の整備や管理上の必要性、土地所有者の権利を保護する必要があることなどから、地権者の理解のもと、必要に応じて公有化を進めるものとします。

史跡盛岡城跡の活用

1 調査・研究成果の公開（Ⅷ章 P147）

史跡に隣接し、指定管理者が企画・運営するもりおか歴史文化館は、盛岡城跡に関連する史・資料を展示・収蔵しており、常設展示において盛岡城や城下町の歴史、構造、歴代藩主であった南部家に関する文物等を紹介しています。また、企画展示会等では藩政時代の史・資料を紹介するなど、時世に適した史・資料の公開を行っており、今後とも盛岡城跡に関連した各種資料の保存と公開拠点として、機能をより充実させるための事業等に取り組むものとします。

発掘調査成果については、現地において市民向けの説明会を実施するほか、発掘調査資料を展示・収蔵している盛岡市遺跡の学び館において、調査成果の報告会を開催するなど、盛岡城跡に関する理解や関心を高める機会を継続してまいります。

2 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用（Ⅷ章 P147～148）

学校教育における校外学習や生涯学習の機会を提供する場として、盛岡城跡の活用を今後も継続することとし、より一層、史跡の歴史的価値の理解を深めていくため、これまでの調査研究成果を踏まえながら、かつて城内に存在した建物の復元（再現）や表示、解説サイン等の整備に取り組むほか、パンフレット等の解説資料や学校で活用できる教材等の作成など、関係機関や民間の各種団体との連携を図りながら、史跡を活用した学習機会や資料の充実を目指してまいります。

3 都市公園としての活用（Ⅷ章 P148）

公園施設の一部については、老朽化しているものが見受けられることから、お城らしい景観に配慮しながら、来訪者が安全かつ快適に利用できる施設等を整備します。

また、障がいの程度にかかわらず史跡内を見学ができるよう、ユニバーサルデザインの採用による環境整備、音声や点字等による解説を取り入れてまいります。

盛岡城跡とその周辺に生育している樹木については、内外からの眺望景観を確保するために必要な伐採を行います。また、市民や観光客がお花見や紅葉の時期に訪れる場所に生育している象徴的な樹木については、保全のための維持・管理を行うなど、盛岡城跡ならではの景観や自然に親しむことができる取組を進めてまいります。

4 地域振興・文化的観光資源としての活用（Ⅷ章 P148）

盛岡城跡やその周辺に関する情報について、ホームページやSNS等により発信するなど、観光客にとって有益な情報提供に努めてまいります。

また、観光パンフレットや見学マップ等といった紙媒体や屋外に設置するサイン等による情報発信を行うほか、ボランティアガイドの充実や、多言語解説についても積極的に取り組んでまいります。

さらに、多目的広場や櫻山神社参道地区周辺、もりおか歴史文化館周辺において開催される、地域の商業・物産、観光資源を生かしたイベントを支援してまいります。

史跡盛岡城跡の整備

1 保存のための整備（区章 P150）

盛岡城跡の適切な保存を図りながら、次世代に良好な状態で引き継ぐことが重要であるため、発掘調査や史資料調査と研究成果に基づきながら、盛岡藩庁としての機能と藩主南部家の居城、近世城郭であることの史跡の本質的価値とともに、長岡安平の設計原案による近代公園としての価値も有していることから、それぞれの価値を示す範囲や要素に対し、適切に保存を図られるよう整備事業を進めてまいります。

2 活用のための整備（区章 P150）

盛岡城跡や城下の歴史を正しく知っていただくため、各種調査成果に基づき、学校教育、社会教育、生涯学習の場で積極的に活用できるような整備を進めるとともに、愛着のある日常管理や運営が行えるよう市民や団体の育成に努めてまいります。

盛岡城跡は、史跡や都市公園であるとともに盛岡市を代表する文化的観光資源であること、中心市街地における貴重なオープンスペースであって、洪水災害時の避難場所であることも踏まえ、さまざまな利用を想定した整備を進めてまいります。

3 地区別の整備の方向性と整備内容（区章 P155～156）

(1) 第1種地区

【方向性】

一回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中核としての整備を推進する地区－

【整備内容】

・本丸に存在した建物（天守・二階櫓等）の復元（再現）整備や本丸御殿の遺構表示、説明板設置、石垣の復元整備、電柱や配線等の撤去、ベンチや四阿等の設置

(2) 第2種地区

【方向性】

－既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区－

【整備内容】

・二ノ丸大書院跡の地形、穴門周辺、三ノ丸石土居や内堀、土塁等の復元整備、吹上門や塀等の復元整備、石垣の保全や眺望景観に影響のある樹木の剪定・伐採、堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）と土塁の地形保全、堀跡の水質改善、電柱や配線等の撤去、公園施設の維持・修繕・改築等

(3) 第3種地区

【方向性】

－公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区－

【整備内容】

・台所門の枱形や土塁などの整備、トイレ・四阿・ベンチ等の改修や改築、彦蔵の整備、樹木の伐採や剪定、既存の電柱等の整理

(4) 第4種地区

【方向性】

—盛岡城^{しちくるわ}跡としての歴史性と都市公園機能、さらに商業機能を持つ地区としての位置付けを並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ、将来像を検討すべき地区—

※関係者と協議を行いながら、本市全体のまちづくりの中で将来像を検討している地区のため、本計画においては方向性のみ提示します。

各種事業における運営・体制の整備

1 保存、活用、整備体制の整備（Ⅹ章 P159～160）

- (1) 盛岡市は史跡の管理団体として、盛岡城跡の調査研究、保存活用及び整備に必要な取組を推進します。
- (2) 地域づくりの場、歴史を学ぶ場として活用するための体制構築、人材の育成に取り組んでまいります。
- (3) 適切な維持管理を行うための体制づくりを進めてまいります。

施策の実施計画の策定と経過観察

1 実施計画（Ⅺ章 P161～162）

計画に定めた各施策の方向性や方法について計画的に進めていくため、発掘調査や史・資料の調査研究、石垣変位調査など継続的に実施する必要がある施策のほか、三ノ丸地区の石垣修復工事や整備基本計画の策定、石垣カルテの作成等、優先順位の高い施策を短期計画とし、将来的に行う必要がある施策を中・長期計画とする実施計画を策定しました。

なお、実施計画に位置付けられた各種施策の実施に当たっては、史跡盛岡城跡整備基本計画のほか、盛岡市歴史文化基本構想や盛岡市歴史的風致維持向上計画等による事業として実施されます。

また、文化庁、岩手県教育委員会、盛岡城跡整備委員会、盛岡市文化財保護審議会などの関係機関等から指導及び助言を受けながら、計画的に実施するものとし、事業を進めていく中で、新たな検討課題等が発生した場合については、必要に応じて実施計画の見直しを行うものとします。

2 経過観察（Ⅻ章 P163～164）

史跡盛岡城跡における調査研究、保存、活用、整備、運営体制の整備に係る各種事業を計画的に推進させるため、定期的にモニタリングを実施し、自己点検やアンケート等により事業効果の把握に努め、市の施策評価等により事業の達成状況を検証し、必要に応じて改善を図りながら、効果的に事業を推進させていくものとします。